

## 法令改正を受けた申請・届出の電子化対応の活用について

2021年1月1日に施行された「原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」(以下、「施行規則」という。)により、原子力規制委員会の所管する法令に定める手続きについて電子手続きが可能になっている。つきましては、電子手続きの具体的方法について規制庁殿にご確認したい。

### 1. 電子化の活用を想定する対象

「安全性向上評価届出書」等の大部かつ手続き頻度も多い申請・届出を想定する。ただし、それ以外の申請・届出についても、準備が整ったものより順次活用することを想定する。

至近での具体的な活用時期及び対象としては、2021年8月頃届出予定の太飯4号機第2回安全性向上評価届出書を想定している。

### 2. 確認事項

- (1) 採用される申請・届出方法（次頁「参考」）、受理日時の定義。⇒P.9 参照
- (2) 施行規則において、「電子署名を用いた方法」と、「識別符号・暗証符号を用いた方法」が規定されているが、事業者が選択できるのか。また、「識別符号・暗証符号を用いた方法」の具体的手順。⇒P.4 参照
- (3) 特重情報については、秘密保持契約書の中で秘密保持義務を有する情報（秘密情報及び秘密情報を使用して作成された情報）以外は電子申請可能としてよいか。
- (4) 電子申請した場合の正本、副本の扱い。⇒P.4 参照
- (5) 電子申請した場合、書類の提出は不要と理解してよいか。

以上

### 添付資料

1. 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
2. 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（抜粋）
3. e-GOVによる手続き対象府省

## (参考) 想定する申請・届出方法

事業者として現状想定できる申請・届出方法は以下のとおり。

### (a) 共有サーバ等による方法

規制庁が指定する共有サーバ等にファイルをアップロードして申請。

一般的な方法であるが、規制庁側のシステム整備が必要。

### (b) e-Gov による方法⇒P. 11 参照

e-Gov 電子申請において申請可能な手続きとする。

既存のシステムではあるが、規制庁の手続きを e-Gov で可能とする仕様変更が必要。

### (c) e メールによる方法

電子メール（ファイル宅配サービス等）でファイルを添付して申請。

簡易で早期に実現可能。

ただし、大容量ファイル（100MB以上）になると複数回のメール送信が必要。

セキュリティ上の懸念あり。（送信先誤り等）

### (d) D V D受け渡しによる方法

D V Dにファイルをコピーして持ち込み申請。

簡易であるが、施行規則で許容された方法（※）ではないと認識。

### (※) 施行規則第3条⇒P. 3 参照

法第6条第1項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

98

(号外第 268 号)

別記様式第 4 (第 7 条関係) 認定申請書		年 月 日	別記様式第 4 (第 7 条関係) 認定申請書	年 月 日
原子力規制委員会 殿		住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印	原子力規制委員会 殿	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
〔略〕 備考 [削る。]		〔同上〕 備考 1 [同上] 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。	〔同上〕 備考 1 [同上] 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。	
別記様式第 5 (第 9 条関係) 認定変更届出書		年 月 日	別記様式第 5 (第 9 条関係) 認定変更届出書	年 月 日
原子力規制委員会 殿		住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印	原子力規制委員会 殿	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
〔略〕 備考 [削る。]		〔同上〕 備考 1 [同上] 2 署名は必ず本人が自署するものとする。	〔同上〕 備考 1 [同上] 2 署名は必ず本人が自署するものとする。	
備考 表中の「」の記載は注記ども。				
<p>○原子力規制委員会規則第 111 号 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一条)第六条第一項、第四項、第五項及び第六項、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び原子力規制委員会の所管する関係法令を実施するため、原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を次のように定める。</p> <p>令和二年十二月二十一日</p> <p>原子力規制委員会委員長 更田 豊志</p> <p>原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> 原子力規制委員会の所管する法令(告示を含む。以下同じ。)に基づく手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「法」といふ。)第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 原子力規制委員会の所管する法令に基づく手続等(法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、法及びの規則の規定の例による。</p>				
<p>(注記等に係る電子情報処理組織)</p> <p><b>第二条</b> 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機等(申請等を行う方の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通して通信できる機能を備えたもの)を電気通信回線で接続した電子情報処理組織といふ。</p>				
<p>(注記等に係る電子情報処理組織)</p> <p><b>第三条</b> 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機等(申請等を行う方の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通して通信できる機能を備えたもの)を電気通信回線で接続した電子情報処理組織といふ。</p>				

## 2. 確認事項 (4) 関係

99 令和2年12月22日 火曜日 官報 (号外第268号)

## 2. 確認事項 (2) 関係

(電子情報処理組織による申請等)

**第四条** 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を申請等を行なう者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

二 当該申請等を書面等により行う場合において法令の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)

三 前項の規定により申請等を行う者は、次の各号のいずれかの方法により申請等を行わなければならぬ。

一 前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する方法

二 申請等を行う者がその使用に係る電子計算機に於ける暗証符号及び当該申請等を行う者がその使用に係る電子計算機から入力する方法

三 前項第一号に掲げる方法により申請等を行う者は、その氏名又は名称その他必要とされる事項を行政機関等へ届け出なければならない。ただし、行政機関等からあらかじめ同号に掲げる方法によることとする。

四 行政機関等は、前項の届出があつたときは、当該届出を行つた者に識別符号を付与する方法による申請等に係る識別符号を付与されている者については、この限りでない。

五 前項の規定により識別符号を付与された者は、第三項の規定により届け出た事項その他行政機関等が定める事項に変更があったときは、暗証符号を設定するとき、設定した暗証符号を変更するとき又は識別符号の使用を廃止するときは、遅滞なく、行政機関等へ届け出なければならない。

六 行政機関等は、申請等を行う者が第二項第二号の方法により申請等を行うときには、設定した暗証符号に代え、又はこれに加えて、個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するため変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号(第三十三条第二項において「生体認証符号等」という。)を用いた方法により申請等を行なうことができる。

七 法令の規定に基づき同一内容の書面等のうち電磁的記録を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定によつて、当該数通の電磁的記録のうち一通に記録されている事項又はこれらに記載すべき事項を記録する方法により申請等を行うときは、その他の同一内容の書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたものとみなす。

(情報通信技術による手数料の納付)

**第五条** 法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

**第六条** 法第六条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等を行なう者により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

三 前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行つた日から一週間以内にしなければならない。

(处分通知等に係る電子情報処理組織)

**第七条** 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、处分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第八条** 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等につき規定した他の法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。

二 行政機関等は、前項の規定により電子情報処理組織を使用した処分通知等を受ける者が、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該処分通知等を記録することが可能となつた時から当該行政機関等が指定する期限までに当該処分通知等を記録しない場合その他当該行政機関等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

三 前号に掲げる旨の表示の方式

二 (処分通知等を受ける旨の表示の方式)

**第九条** 法第七条第四項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う処分通知等を受ける者が付与された識別符号及び当該処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号の入力認めるところにより行う届出

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところにより行う届出

三 前二号に掲げるほか、行政機関等が定める方式

二 (処分通知等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行なうことができる場合)

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

(電磁的記録による総覧等)

**第十一条** 行政機関等は、法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類に於ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第十二条** 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該事項を記載した書類による方法により作成等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第十三条** 行政機関等は、法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 電子署名(当該電子署名に係る電子証明書が併せて送信されるものに限る。)

二 識別符号及び設定した暗証符号を電子計算機から入力すること。

三 行政機関等は、申請等を行う者が前項第二号の措置をとるときには、設定した暗証符号に代え、

四 又はこれに加えて、生体認証符号等を用いさせることができる。

五 法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名とする。

(手続の細目)

**第十四条** この規則に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に關し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附則  
この規則は、令和三年一月一日から施行する。

**平成十四年法律第二百五十一号****情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律****目次**

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 情報通信技術を活用した行政の推進
  - 第一節 情報システム整備計画等（第四条・第五条）
  - 第二節 手続等における情報通信技術の利用（第六条—第十条）
  - 第三節 添付書面等の省略（第十一条）
  - 第四節 その他の施策（第十二条・第十三条）
- 第三章 民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策（第十四条・第十五条）
- 第四章 雜則（第十六条—第十九条）

附則

**第一章 総則****(目的)**

**第一条** この法律は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第二百四十四号）第十三条及び官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第二百三号）第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

**(基本原則)**

**第二条** 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から官民データ（官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。以下この条において同じ。）へと転換することにより、公共分野における情報通信技術の活用を図るとともに、情報通信技術を活用した社会生活の利便性の向上及び事業活動の効率化を促進することが、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題の解決にとって重要であることに鑑み、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、高度情報通信ネットワーク社会（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二条に規定する高度情報通信ネットワーク社会をいう。）の形成に関する施策及び官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手續等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手續等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようすること。
- 二 民間事業者その他の者から行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとすること。
- 三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手續等（これらの手續等に連携して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手續等を一括して行うことができるようすること。

#### （定義）

**第三条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令法律及び法律に基づく命令をいう。
- 二 行政機関等次に掲げるものをいう。
  - イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関
  - ロ イに掲げる機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められたもの
- 八 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）
- 二 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ヘにおいて同じ。）
- ホ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。ヘにおいて同じ。）
- ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの
- ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者
- チ ニからトまでに掲げる者（トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長
- 三 国の行政機関等次に掲げるものをいう。
  - イ 前号イ及びロに掲げるもの

- 前号二及びヘからチまでに掲げる者の中その者に係る手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化のために当該手続等における情報通信技術の利用の確保が必要なものとして政令で定めるもの
- 四 民間事業者個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（行政機関等を除く。）をいう。
- 五 書面等書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 六 署名等署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 七 電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもののをいう。
- 八 申請等申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条及び第十四条第一項において「裁判手続等」という。）において行われるもの）をいう。この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。
- 九 処分通知等処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行なう行政機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。
- 十 縦覧等法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- 十一 作成等法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- 十二 手続等申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

## 第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

## 第一節 情報システム整備計画等

### (情報システム整備計画)

**第四条** 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。

2 情報システム整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 情報システムの整備に関する基本的な方針

三 申請等及び申請等に基づく処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

イ 申請等及び申請等に基づく処分通知等のうち、情報システムの整備により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするものの範囲

□ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

四 申請等に係る書面等の添付を省略するために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

イ 申請等に係る書面等のうち、情報システムの整備により添付を省略することができるようとするものの種類

□ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

五 情報システムを利用して迅速に情報の授受を行うために講すべき次に掲げる措置に関する事項

イ データの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）

□ 外部連携機能（プログラムが有する機能又はデータを他のプログラムにおいて利用し得るようにするために必要な機能をいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に関する情報の提供

六 行政機関等による情報システムの共用の推進に関する事項

七 その他情報システムの整備に関する事項

3 内閣総理大臣は、情報システム整備計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、情報システム整備計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、情報システム整備計画の変更について準用する。

### (国の行政機関等による情報システムの整備等)

**第五条** 国の行政機関等は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備しなければならない。

2 国の行政機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 3 国の行政機関等は、第一項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。
- 4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二節 手続等における情報通信技術の利用

### (電子情報処理組織による申請等)

**第六条** 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。  
2. 確認事項（1）関係
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等をすることが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができます。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で

定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

#### （電子情報処理組織による処分通知等）

**第七条** 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において署名等をすることが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

#### （電磁的記録による縦覧等）

**第八条** 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

#### （電磁的記録による作成等）

## e-GOV 電子申請

[トップ](#)[電子申請について](#)[利用準備](#)[手続検索](#)[ヘルプ](#)

トップ &gt; 電子申請について &gt; 府省別行政手続件数

### 府省別行政手続件数

e-Gov電子申請で利用可能な府省別手続件数をご案内します。

#### (参考) (b) 関係

##### 府省別行政手続件数一覧

府省名（順不同）

国家公安委員会・警察庁

件

1

金融庁

1

厚生労働省

3

(厚生労働省には、中央労働委員会を含んでいます。)

経済産業省

1

(経済産業省には、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を含んでいます。)

国土交通省

1

気象庁

6

環境省

1

合計

3

2021年3月31日現在のe-Gov電子申請サービスで申請可能な手続の件数です。

